

入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領

(総則)

第1条 この要領は、市長が発注する建設工事又は製造その他の請負契約及び物件の買入れその他の契約（公有財産に係る契約を除く。以下同じ。）に係る入札過程、契約内容その他の入札及び契約に係る情報の公表に関して、透明性の確保及び公正な競争入札の確保を目的とし、必要な事項を定める。

(公表の対象)

第2条 入札過程を公表する対象は、競争入札に付した事業とする。

2 契約内容を公表する対象は、次の各号のとおりとする。

- (1) 設計金額が200万円を超える建設工事
- (2) 設計金額が100万円を超える建設工事に係る業務委託
- (3) 前2号のほか、競争入札に付した事業

(公表事項)

第3条 入札過程及び契約内容に係る公表事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業名称及び事業場所
- (2) 開札執行日
- (3) 佐倉市契約事務要綱（平成13年4月1日制定）第6条第3項の規定により一般競争入札に参加する者の資格を定めた場合における当該資格
- (4) 予定価格
- (5) 低入札調査基準価格を設定した場合の低入札調査基準価格
- (6) 最低制限価格を設定した場合の最低制限価格
- (7) 指名競争入札における入札参加者の商号又は名称及び指名した理由
- (8) 一般競争入札において入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
- (9) 入札者の商号又は名称及び入札者の入札金額
- (10) 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (11) 低入札調査基準価格を設定した場合において、最低の価格をもって申込みした者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者としたときは、その者を落札者とした理由
- (12) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行った場合における次に掲げる事項
 - ア 総合評価一般競争入札を行った理由
 - イ 落札者決定基準
 - ウ 落札者決定理由

2 契約内容に係る公表事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 契約の相手方の商号又は名称及び所在地又は住所
- (2) 事業名称及び事業場所
- (3) 業種及び概要（第2条第2項第3号に係る事業については、概要を除く。）
- (4) 事業着手の時期及び事業完了の時期
- (5) 契約金額

3 前条第2項第1号及び第2号の事業のうち随意契約による場合は、前項に定めるもののほか、随意契約により契約を締結した理由及び契約の相手方を選定した理由を公表事項とする。

4 前条第2項各号の事業について、契約内容を変更したときは、変更後の契約に係る第2項第2号、第4号並びに第5号に掲げる事項及び変更の概要並びに変更の理由を公表事項とする。

（公表の方法）

第4条 前条各項に定める公表事項は、別表に定めるところにより、千葉県電子自治体共同運営協議会が運営する「ちば電子調達システム」内の「入札情報サービス」への掲載又は契約担当課若しくは市政資料室における閲覧により公表する。

2 前項の規定にかかわらず、予定価格、低入札調査基準価格又は最低制限価格で、継続性又は反復性を伴う事業等のため当該価格を公表することにより市に不利益が生じるおそれがある場合は、これを公表しないことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、前条第2項から第4項までに規定する公表事項について、談合等不正行為の情報を受け、競争入札又は見積合せを取り止め、公正取引委員会又は警察署への報告等をした場合で、当該公表事項が調査又は捜査資料となるときは、これを公表しないことができる。

4 公表事項の公表は、別表に定める公表予定日以降速やかに行うものとする。

5 公表事項に係る公表期間は、当該公表事項を公表した日の属する年度の翌年度末日までとする。

（補則）

第5条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度関係部局と協議し、定めるものとする。

附 則（令和3年3月30日決裁 佐契第1201号）

（施行期日）

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

（旧要領の廃止）

2 この要領の施行に伴い、入札結果等の公表に関する事務取扱要領（昭和57年7月1日制定）及び入札予定価格の事前公表に関する事務取扱要領（平成13年5月1日制定）は、廃止する。

附 則（令和4年4月1日決裁 佐契第21号）

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（令和5年10月16日決裁 佐契第639号）
（施行期日）

1 この要領は、決裁日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の第3条第1項第4号から第12号及び第2項に規定する公表事項は、この要領の施行の日以後に公告する事業から適用し、同日前に公告した事業の公表事項は、なお従前の例による。

3 この要領の第3条第3項の規定及び別表中様式の項は、この要領の施行の日以後に締結する契約に係るものから適用し、同日前に締結した契約に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月1日決裁 佐契第21号）

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（令和5年10月16日決裁 佐契第639号）
（施行期日）

1 この要領は、決裁日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の第3条第1項第4号から第12号及び第2項に規定する公表事項は、この要領の施行の日以後に公告する事業から適用し、同日前に公告した事業の公表事項は、なお従前の例による。

3 この要領の第3条第3項の規定及び別表中様式の項は、この要領の施行の日以後に締結する契約に係るものから適用し、同日前に締結した契約に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和6年2月13日決裁 佐契第1124号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日決裁 佐契第1254号）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条）

公表内容	様式	公表予定日	公表方法
第3条第1項第1号から第4号まで	入札公告	公告日	入札情報サービスへの掲載
第3条第1項第5号、第6号、第9号及び第12号ア	開札調書	開札日	入札情報サービスへの掲載又は契約担当課での閲覧
第3条第1項第7号	様式第1号	開札日	入札情報サービスへの掲載又は契約

			担当課での閲覧
第3条第1項第8号	様式第2号	開札日	入札情報サービスへの掲載又は契約担当課での閲覧
第3条第1項第10号、第11号及び第12号ウ	開札調書	落札者決定日	入札情報サービスへの掲載又は契約担当課での閲覧
第3条第1項第12号イ	入札公告	公告日	入札情報サービスへの掲載
第3条第2項	入札:入札情報サービス「入札結果」 随意契約:様式第3号	契約締結日	入札:入札情報サービスへの掲載 随意契約:契約担当課での閲覧
第3条第3項	様式第3号	契約締結日	契約担当課での閲覧
第3条第4項	設計変更理由書	契約締結日以降	契約担当課での閲覧

備考

- 1 入札公告の様式は、佐倉市制限付き一般競争入札実施要領において定める。
- 2 開札調書の様式は、佐倉市財務に関する文書の様式を定める規則において定める。
- 3 設計変更理由書の様式は、設計変更及び設計変更に伴う契約変更の事務取扱要領において定める。
- 4 入札情報サービスのURL <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>
- 5 閲覧場所の利用時間は、佐倉市の休日に関する条例（平成元年佐倉市条例第13号）に定める市の休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。

別記

- 様式第1号（第3条第1項第7号）
（指名選定理由書）
- 様式第2号（第3条第1項第8号）
（一般競争入札参加資格確認申請者一覧）
- 様式第3号（第3条第3項）
（随意契約内容書）